平成３０年（フ）第２５４号
静岡市清水区石川新町６番15号　清水高部団地332
債務者　岡村至都子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５８９号
福岡市城南区田島４丁目６番19号
破産者　福山　宏史
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８１３号
福岡市中央区地行３丁目26番25―611号
破産者　岡　　陽子
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2563番地８　スプラウト仲原Ⅱ　502号、前住所長崎県佐世保市日野町976番地１　シュティルブリーゼ203
破産者　木谷　　敏
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５７号
福岡県春日市下白水北７丁目37番地　嘉村ビル301号
破産者　永田弥代美
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０７５号
福岡県糸島市本1664番地２、前住所福岡市西区田尻１丁目24番17―203号
破産者　大賀　諒平
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２９号
福岡市博多区寿町２丁目２番21―302号、前住所福岡県糟屋郡宇美町大字井野592番地１　南里ハイツ６号
破産者　熊谷　直幸
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３１号
福岡市中央区渡辺通３丁目７番16―101号
破産者　渡邉　達也
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７５号
福岡市中央区桜坂１丁目２番29―101号
破産者　北村　千花（旧姓堀）
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５６号
福岡市早良区早良４丁目24番12号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区大字西2331番地40
破産者　佐々木長三郎
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２６０号
福岡市博多区美野島１丁目18番８―1201号
破産者　森　　泰人
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２０号
福岡市西区横浜３丁目30番３号
破産者　増田　勝行
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１４１号
福岡市中央区平尾３丁目５番10―506号
破産者　川崎　尚文
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５号
茨城県つくば市高野台２丁目10番地３　ニューシティ高野台Ⅱ　B103号
破産者　宮ノ原達郎
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８７８号
福岡県大野城市下大利団地34棟101号室、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市下大利１丁目11番10号
破産者　橋本庄一郎
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５号
岩手県北上市黒沢尻４丁目８番７号シャーメゾンしらゆりＣ棟202号
破産者　長野　好夫
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部